

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>基本理念・職員の心得・支援宣言を明文化し、パンフレットや苑のホームページさらには毎年度作成する事業計画等で広く周知が図られている。また、職員に対しては職員会議や職員研修などを通じ、職員全体で確認する時間が設けられている。さらに新人職員にはより詳細な説明を加えた研修も行い、趣旨の徹底が図られている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>国・ブロック・県の児童養護施設協議会や社会福祉法人経営者協議会、地元関係市の要保護児童対策地域協議会（要対協）の会議等に参加し、広く社会福祉事業全体の動向について、積極的に情報収集に努めている。その動向を踏まえ、合掌苑将来構想（社会的養護推進実施計画）・事業計画等に反映させている。また、定期的に会計事務所の助言を得る体制にあり、財務に限らず労務管理等、施設運営全般について、的確に把握・分析をしている。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の小規模化、地域分散化、高機能（家庭復帰や自立支援等に係る一層の専門化）・多機能（一時保護や地域家庭への相談支援等の取組）化を目指す「合掌苑将来構想」を取りまと</p>		

める中で、施設運営の方向性を明確にし、さらに年度毎の事業計画作成時にその振り返りを行い具体的な取組に繋げている。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「合掌苑将来構想」が示され、この構想に沿って施設整備や人材確保が進められている。国の方針や県の社会的養育推進計画とも連動しており、着実に事業実施に向け進んでいる。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、「合掌苑将来構想」に則り、年度毎に事業の進捗状況を振り返りながら、重点事業を設定するなど計画が策定されている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、前年度末に職員参画の上で当該年度事業の評価と見直しを行い、翌年度の事業計画を策定されている。令和7年度の事業計画では、本館の大規模修繕・かやの実館の改装や賃貸分園型小規模グループケア（桜宮）の建設等の施設整備のほか、①令和8年度からの地域支援部門・一時保護専用棟事業等を見据えた準備②分園型小規模グループケア、かやの実館の安定化③人材確保・育成④認可外保育事業の開始など、具体的に示されている。なお、計画（予算を含む）は、法人役員会の承認を経て、年度当初の職員会議で説明、周知を図っている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中の施設整備については、整備後の完成図を活用し子どもたちに分かりやすく伝えている。また、日常の会話の中でも行事等を中心に子どもたちに伝え、理解を促している。合掌苑は、現在様々な施設の整備を進め、子どもたちの住環境等が大きく変わろうとしている時でもあり、こうした変化をあらゆる機会・場面・ツール等を通し、保護者にもこれまでも増して、周知・理解が促されることに期待したい。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		

8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員会議、リーダー会議、グループ内スタッフ会議、個別関係職員会議等を定期的に開催し、こどもの処遇全般についての進行管理を行うと共に、その時々々の苑の課題等についても話合うなど、苑内での連携がしっかりとされている。また、第三者評価を含む自己評価はグループ毎に毎年実施しており、養育・支援の向上に向けた取組が組織的に行われている。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各種の会議また法人内の委員会において、自己評価で取り上げられた課題について、検討する仕組みができています。現在、苑は施設整備の途上であり、小規模化等に伴う様々な養育上の課題についても、職員間で共有し、事業計画にも盛り込み、改善に向けた取組が行われている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の分掌組織図で自らの業務の責任と具体的な役割を明示すると共に、年度当初の職員会議では、事業計画の説明と合わせ、自らの役割と責任を改めて職員に表明し、理解を促している。また、ホームページや合掌苑だよりの中でも、施設を代表して児童養護の現状や課題を踏まえ、施設の目指す方向を具体的に示すなど、施設長としての役割と責任を表明している。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>県内の児童養護施設等で組織する児童福祉協議会や県社会福祉法人経営者協議会が実施する会議等に施設長自らが出席して、遵守すべき法令等の理解に努めている。また、こうした会議の結果は職員会議等で全職員に説明し、遵守すべき法令等が正しく理解されるよう、周知徹底を図っている。さらに社会保険労務士も積極的に活用し、運用に遺漏がないよう努めている。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>養育支援については、常に現状把握に努め、定期的に行う職員面談での指導の他、職員会議やリーダー会議等にも参加し、養育状況の把握と対応等について必要に応じて職員への助言に努めるなど、具体的に支援方針を示し指導を行っている。</p>		
13	<p>Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>経営改善や業務の実効性を高める取組は、施設長一人だけでは全てできるものではないとの信念のもと、協力者となる職員の育成を図りながら、施設の整備や業務改革に取り組んでいる。業務日誌や自立支援計画書、個別ケース記録等の作成にITシステムを導入している。また、職員の労務管理をスマホアプリ管理する取組、業務にかかる情報を職員間で共有できるよう、秘匿性の高いビジネス用コミュニケーションツールを活用するなど、様々な改革に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設の小規模化に伴い、より多くの職員を必要とすることもあり、事業計画に「人材確保、育成、定着」を掲げ、特に人材確保に力を入れて取組んでおり、ここ数年で20名以上の職員を迎え入れている。また、人材育成の取組として、「新人研修」「苑内ケース検討会」「中堅以上職員研修」「2年目職員研修」「テーマ別全体研修」を計画し、人材の育成と定着に向けた取組を行っている。</p>		
15	<p>Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員面談を定期的に行い、職員の意見や希望、悩み、就労継続の可否を把握すると共に、次年度の職員採用や異動、育成に繋げている。多くの新人職員を迎え入れたこともあり、新人職員はほぼ毎月研修を行うなど、施設全体で職員育成に取り組んでいる。職員の職務遂行能力、成果や貢献度等を一定の基準で評価する人事制度の創設にも期待したい。</p>		
<p>Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員面談の他、メンタルヘルスチェックを制度化し、本人へのフィードバックと就業状況の把握と就労への配慮にも役立てている。また、職員の勤怠管理をスマホアプリで行うシステムの導入、業務にかかる情報を秘匿性の高いビジネス用コミュニケーションツールを活用して職員間で共有できるようにするなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>		

Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長との面談を通じて、各職員の年度初めの目標設定と年度末の達成状況等を相互に確認している。また、新人職員については、チューター制度を導入し各チューターから育成状況を確認するなど、職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。その他にも「新人研修」「苑内ケース検討会」「中堅以上職員研修」「2年目職員研修」「テーマ別全体研修」の苑内研修をなど、施設全体で職員育成に向けた取組が行われている。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>研修担当を設置し、苑内研修の年間計画を策定の上、各研修の目的等を定め「新人研修」「苑内ケース検討会」「中堅以上職員研修」「2年目職員研修」「テーマ別全体研修」を計画し、職員の教育・研修を行っている。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに、年間の研修計画が策定され、施設内外の教育・研修に多くの職員が参加する機会が確保されている。苑内研修では、階層別、テーマ別（職員交流、性教育、権利擁護について、AED講習・防災）の全体研修と充実した内容となっている。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れについては、児童福祉協議会（人材対策等委員会）と各大学とで、各施設の実習生の割り振りを一元的に行い、その後各施設で個々の実習生との日程調整後に実習を行っている。人材確保にとって実習生への指導や対応は重要な要素であるため、その教育には特に力を注いでいる。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで理念等の他、事業計画、事業報告並びに予算、決算等の経営状況、第三者評価の結果等、公開されている。また、広報誌「かやの実」では、理念等の他、施設行って</p>		

いる活動や将来ビジョン等を随時公表している。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>外部の委員を加えた苦情解決委員会を設置し、苦情等の有無に関わらず、年3回定期的に開催している。施設の運営状況に係る報告を踏まえ、運営管理等に関する助言の他、意見交換を行っている。また、会計事務所との業務委託契約に基づき、経理等に係る助言の他、適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わりの大切さは法人理念・支援宣言に明示されており、基本的な姿勢に基づく様々な地域活動への参加、日常的な交流に力が注がれている。苑独自の活動はもとより、市の社会福祉協議会、近隣の寺院、学校等の催しには積極的な参加の足跡を記している。とりわけ陶器販売「がらくた市」は好評で、地域の人々との楽しい触れ合いの場ともなっている。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページにおいて、様々な企業・団体等の来苑そして寄贈、ボランティア活動の行われていることが確認できる。中には中・高生が苑の行事に参加をしてくれたとの記載もある。こうした活動については担当者が設置され、所定の手続きの行われていることが確認できる。この仕組みの中で適切性が判断されている。今後とも体制を整え、より一層の活性化を期待したい。</p>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>当苑所在地及び近隣の自治体において、要対協の懇談会は年間何度も行われるが、必ず出席をし情報収集・共有に努めている。得られた情報に基づきその都度の対応はなされており適切性は認められるが、今後に向けより一層の体系化、資料作成を期待したい。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>要対協や自立支援協議会を通じて、地域の福祉ニーズの基本的把握を行っている。一方現在苑舎の改築中でできないが、スポーツ施設・遊具を設置し、地域のこどもの受け入れを想定している。こうした場での実際の姿の観察や触れ合いを通し、ニーズ把握はより一層確かなものになることが期待される。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>遊びスペース、所有するプールの開放は、確かな見守りによって地域貢献がなされる。さらに今年度学校教育に精通した職員採用により、養育全般に加え、教育上の相談依頼にも応えている。一方現在建築中であるが本館棟には、災害時における地域住民へのサービス対応可能なスペースが設けられ、マニュアル等の整備とともに公益に資する体制を整えつつある。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
3—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「こどもを尊重する姿勢」は年度事業計画の冒頭「支援宣言」に明示されており、毎年度当初読み合わせが行われている。また、この内容に関する研修も行われ、理解を深める取組は顕著である。さらに、利用者に配布される「子ども権利ノート」にも内容をかみくだき掲載され、より良い関係の構築が目指されている。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模個室化に向けた改築の進捗に伴い、プライバシー保護のための環境整備はルール作りと共に大いに前進し、より良い運営のなされていることが確認できる。今後は子ども達の心の移り変わりに十分注意をしながら、適切な在り方をより一層追求されることを願う。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>パンフレット、ホームページ等により苑の概要は、臆することなく公開に付している。一方こどもの発育・生活の状況については、特殊事情で届かない場合を除いて、保護者に万遍無く知らせよう努めていることが確認される。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>本苑の養育・支援の内容の説明は、わかりやすく適切に実施されていることが確認できる。とりわけ重要事項については丁寧に説明し、自己決定を促すとともに承諾書の形式で確認を得ている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>自立支援担当職員ならびにFSWが中心となり対応し、その後の窓口にもなっている。引継ぎ文書等について定型化したものはなく、ケース記録としてまとめたもの等を送付している。現時点において不都合はなさそうであるが、今後過不足や情報として不十分さを問われかねず、適切な文書化を進めていただきたいと願う。</p>		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの満ちに直結する「嗜好調査」は毎年実施している。他の形式的な調査は実施していないが、毎月行う「茶話会」や日常の関わりの中から実情を探り、有り方を検討している。なお今後、小舎制・個室化の進行に伴い、こどもの満足の在り方に変化が生じることも考えられ、怠りなく検討を続けていっていただきたい。</p>		
Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>仕組みは確立しており、周知も確実になされている。ただ投函は年1通有るか無しか、しかも苦情という類でない場合が多いとのことである。それでも訴えには適切に対応がなされている。一方苦情解決委員会は、苦情の有る無しに関わらず年3回開かれ、委員にはこどもの生活の様子を見てもらい、また話を聞いてもらう取組が行われている。こうした支援向上の努力と意義は評価に値すると考える。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>『子どもの権利ノート』には「あなたの意見をちゃんと聴きます」と書かれており、全てに周知・徹底が図られている。一方小舎制に伴い、一舎6人が各個室に住み、スタッフは4人態勢である。相談・意見は担当スタッフだけでなく、他棟のスタッフへの声かけや訴え等が認められることは周知されており、実際そうした姿も見かけられるとのことである。なお各棟には普段使われない部屋が確保されており、相談・懇談に利用される。便宜と関係性の良さを生かした運営が評価される。</p>		

36	Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小舎制すなわち家庭的な体制は、従来から腐心してきた関係性の良さと相俟って、様々な課題に素早くそして親密な対応を可能にしてきたと理解される。実質性を重んじていること並びに現在良好な状態であることは理解できる一方、今後は記録の在り方マニュアル等の作成について、徐々にでも整えていかれることをお勧めする。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」が用意されており、日々の気づきの記録、ヒヤリハットの記載も着実に行われている。また事態に対応した伝達経路や処理の仕組み等、体制整備も整えられている。小舎制に伴い、今後は、想定される事態の範囲の拡大とそれに対する新たな体制構築を高め、より一層確かなものにされることが期待される。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアルが整備されており、看護師・栄養士を中心に常に対応は検証されている。周知について、研修項目には入っていないが、必要に応じ看護師・栄養士からの呼びかけで全体会議を招集し、マニュアルに基づき説明また確認がなされる。実利的な体制整備ができていると評価される。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>当苑は近くに長良川本流があり、後背は山という立地にある。かつて苑には届かなかったものの川の氾濫を経験している。山についても直接被害を被る地域に指定されていないが、近くにがけ崩れの心配される地区を控えている。また小規模化によって対応の変化が想定される。こうした事態に対し、総合的に体制の整備・強化がなされており、着実な歩みが確認できる。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模化・個室化が達成されていく過程において、養育・支援の標準的方法のあり方の探求が行われている。要諦は、年間の支援計画を3期に分け独自に作成したチェックリストで見直しを図りながら進めること、こどもへの押し付けにならない様「例外を認める」考えを</p>		

持ち、話しをよく聞く姿勢、柔軟性を堅持することであり、適切な運用のなされていることが確認できる。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、チェックリストに基づき毎月見直しが行われている。こどもへの受容的、柔軟な対応を大切に、よりきめ細やかな支援を目指す姿勢が堅持されている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画書は適切に作成されていることが認められる。アセスメント手法は各記録の参照はもちろんであるが、こどもの意見とりわけ「どうなりたいか」「楽しいことは何か」「不安なことはあるか」などを十分汲み取っている。また各専門職からの意見を反映させる仕組みも整っており、こどもに寄り添った計画書作成が目指されている。なおこどもからの「同意書取り付け」についての可否に逡巡があるが、形式にとらわれずじっくり取組んでいただきたいと考える。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>現在見直しは年3回、自立支援担当職員が中心となり実施している。なお苑内の「ケース検討会議」が年4回行われており、そこでの内容も反映される仕組みが整えられている。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>記録はパソコンへの入力により行われ、職員間で共有がなされている。現在まで情報の流出は確認できず、適切に管理・運用がなされているものと理解する。なお文書の入力に際して、記録内容をいかにカテゴライズするかについて若干不統一感があると感じているが、今後ともさらに検討を進めていっていただきたいと考える。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもに関する記録はパソコン内に保管され、現在までに漏えい等の危険は確認されていない。また、「個人情報保護規程」における開示規定は大変厳しく、本人のみに開示できると定めているが、職員間でよく理解されており、安定して運用がなされている。</p>		

内容評価基準 (24 項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) こどもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「子どもの権利ノート（合掌苑版）」と県児童福祉協議会の「あなたの権利ノート」をこどもに配布し、全体職員研修での読み合わせを年間計画に位置付けて実施し、新人研修と職員全体に働きかけて、取組んでいる。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>5つの棟ごとに月1回行われる茶話会で、こどもが話しやすい雰囲気大切にしながらこどもの権利について理解を促す取組を行っている。また、年2回の自立支援計画作成にあたり、こどもと個別に話し合う機会を設けている。</p>		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの写真を撮り、1年の記録としてアルバムとして整理している。ケースにより、生き立ちやエピソードについての整理について、子ども相談センターと親と話し合い、協力して取組んでいる。施設長が先頭になり、無国籍のこどもの国籍を獲得させた事例からは、生き立ちの整理が日常的に大切な活動として位置づけられている姿勢が伺える。</p>		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員にはこどもの権利擁護についてチェックリストを活用して行っている。小さなことも見逃さず、まずはリーダー、次に主任、そして施設長に情報共有する体制をとっている。外部講師を呼んでCAP（Child Assault Prevention＝子どもへの暴力防止）プログラムを実施し、こどもたちが自分自身の安全を守ることができるよう取組んでいる。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども相談センターと協力しながら、入所前から面会を行うことで、それまでの生活から</p>		

措置後の居場所づくりに配慮している。また、入所前の学校や友人とのつながりは子ども相談センターを通じて取れるよう配慮している。自立に向けては自立支援担当職員を中心に、支援の途切れがないようサポートする体制を整えている。		
A⑥	A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリーディングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援担当職員を配置し、隣接の美濃市内に自立支援のためアパートの一室を借り上げて、一人暮らしの体験を積ませるなどの支援環境を整えており、自立に向けた支援に取り組んでいる。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの心に何が起きているかを職員で理解しようとする姿勢を年4回のケース検討会で共有するなかで、日常生活においては、こどもに受容的な態度で接し、「三つの家」で思いを聞くなど、チームとしてこどもを受け止めている姿勢が職員の間でとられている。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>衣は、季節の変わり目にあわせて、年2回の外出で好みの衣類を購入している。食はおやつや誕生日にはこどもの意見により特別食の機会を設けているほか、こどもの各々に合わせたルール作りに努力している。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもをチームとして支援するため、担当・リーダー・家族リーダー・養護リーダー・統括主任と、それぞれが役割分担し、担当は主任と相談しながらこどもと話し合い、こどもが失敗した時であっても、先を見越した前向きなとらえで関わられるよう職員体制を整えて実践している。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>月に数回だが、退職した元小学校校長を学習支援員として迎え入れ、中学生に対する苑内学習塾として個別の学習支援に取り組んでいる。療育支援として訪問支援や通所支援を取り入れている。ただ、施設整備の関係もあり遊具や図書整備については今後の充実が期待され</p>		

る。		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の子ども会や、クラブ活動としてスポーツ少年団に参加している。施設内にWi-Fi環境を整備するなかで、SNSの適切な使用方法をこどもと話し合い教育することで、社会的規範が備わるよう取組んでいる。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>高校生は、学校などで遅い時間になることもあるが、食事を取りながら今日の出来事を聞いたり、食事マナーを指導できる時間になっている。全般に小規模化が進み家庭的な雰囲気のもとで、棟ごとに楽しく食事がとれるよう配慮している。栄養士はこどもにアンケートを実施し、こどもの要求を把握するよう努めている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類は、季節の変わり目にあわせて、年2回外出して、好みにあった衣服を購入している。職員は、こどもの意見を尊重しつつ、季節の変わり目などはTPOに応じた適切な衣類を選べるよう支援している。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>個室が与えられている中、自分の空間を大切にすると同時に、共有部分については職員が毎日の清掃、年に1～2回の大掃除、また4月1日に部屋の入替えを行い、部屋の整理や掃除について意識を持たせている。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉫・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師を配置し、感染症対策を職員会議で伝達している。また、こどもたちの健康チェックが行われている。心理的なケアが必要なこどもについては、医療機関と連携をとっている。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		

A⑯	A—2—(6)—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>外部講師を招き職員向けの性教育を実施している。性教育委員会を設け、看護師が中心となり、職員が日常的に性をタブー視しないで、性との付き合い方を子どもたちに指導している。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模棟での養育に移行したことで、それぞれの棟の中での様子が分かりにくくなったため、新人職員には別の棟の経験者をチューターにあて、かつ、養護主任が巡回して、担当だけに問題を背負わせず、リーダーや間接処遇職員も入り、チームとして対応できている。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの部屋替えの時に、子どもたち全員に苑長から「五つの暴力」はダメと伝えている。特性を抱えた子どもたちが増えているが、個別棟になったことで適切な指導が行われるよう、新人職員には別棟職員がチューターになり指導することで養育力を向上させ、問題が起きる前の気づきにより防止する取組を行っている。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>男性の常勤心理療法担当職員と女性の非常勤心理療法担当職員の2名により、性差に配慮が必要な場合にも対応できるよう体制を整え、必要な心理カウンセリングを実施している。必要に応じ外部の精神科医療機関とも連携し、通院に付き添う体制ができている。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>元小学校長を学習支援員として採用し、苑内学習塾として子どもに参加を呼び掛けて、それぞれの子どもにあった適切な学習指導を実施している。学習支援委員会により子ども一人ひとりのニーズに合った支援について検討、実践している。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援担当職員を配置し、こどもの意見をよく聞きながら情報提供を行い、進路支援を行っている。また、施設整備のなかで自立援助ホームの取組を検討している。</p>		

A⑳	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>高校生は、自分でアルバイトを見つけるよう指導しているが、アルバイト先が地域的に限られていることや、メンタル的に継続できないこどももいるので、継続できない理由や悩みについて、担当がよく話を聞くよう心掛けている。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援相談員を2名配置し、子ども相談センターの福祉司と連携しながら取り組んでいる。福祉司による対応に差が生じることがあるが、丁寧な親子関係の調整に取り組んでいる。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>親子訓練室を整備し、苑行事の前日には親に宿泊してもらうなど活用し、親子交流の時間を持てるよう配慮するなど、積極的に取り組んでいる。子ども相談センターと家庭支援相談員とが連携、協働して親子関係再構築につながるよう取り組んでいる。</p>		